

県医日誌

庶務

- 本会事務局職員辞令交付 (4/1)
- 理事会 (4/2)
- 広報委員会 (4/4)
- 第16回沖縄県医師会新研修医のためのシンポジウム・歓迎レセプション (4/5)
- 令和6年度沖縄県初期研修医シミュレーショントレーニング (4/6)
- 理事会 (4/9)
- 沖縄県保健医療福祉事業団 専務理事着任の挨拶 (4/16)
- 理事会 (4/16)
- 医療事故調査等支援団体連絡協議会・支援委員会合同会議 (4/17)
- 台北市医師公会との懇談会・懇親会 (4/20)
- 表彰者選定委員会 (4/23)
- 65歳未満健康・死亡率改善プロジェクト（県庁介入プロジェクト）(4/25)
- おきなわ津梁ネットワークシステム調整会議 (4/25)
- 令和6年度第1回母体保護法指定医師審査委員会 (4/25)

学術

※「日医生涯教育講座指定」の講演会は下記のとおり。

- 第1回 学術・生涯教育講演会 (4/17)
- 南部地区医師会学術生涯教育講演会 (4/24)

お知らせ

沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出産・育児	卒後5年間	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	すべての会員	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例：平成29年4月1日出産した場合→平成30年度が減免	医学部卒業後の5年間(年度単位)	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】沖縄県医師会 経理課 TEL：098-888-0087